

荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付要領

平成 30 年 4 月 1 日 振第 3 号

(趣旨)

第 1 条 四日市港管理組合管理者（以下「管理者」という。）は、四日市港の利用拡大を推進することで、コンテナ定期航路の維持・拡充を図り、もって荷主企業の利便性を向上するため、四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物を一定量以上増加させた荷主企業（新規も含む）に対し、物流に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するものとする。その交付に関しては、四日市港管理組合補助金等交付規則（平成 18 年四日市港管理組合規則第 7 号）、経営企画部振興課関係補助金交付要綱（平成 27 年四日市港管理組合告示第 5 号。以下「交付要綱」という。）及び四日市港管理組合の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象期間)

第 2 条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

なお、交付決定前に実施した事業についても対象に含める。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象期間中に四日市港において外貿コンテナ船に揚げ積みするコンテナ貨物（小口混載貨物は除く。）を一定量以上増加させる事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 新規事業

新規に四日市港を利用し、コンテナ貨物を 10TEU 以上取り扱う事業。ここでいう新規とは、以下の全てに該当する場合をいう。

- イ 補助対象期間の属する年度の 4 月 1 日から起算して過去 1 年間、四日市港におけるコンテナ貨物の取扱量が 10TEU 未満であること
- ロ 過去に本要領の規定による補助金の交付を受けたことがないこと
- ハ 過去に以下の要綱又は要領の規定による補助金の交付を受けたことがないこと
 - (イ) 四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱（平成 21 年四日市港管理組合告示第 6 号）
 - (ロ) 四日市港グリーン物流促進補助金交付要領
 - (ハ) 四日市港利用拡大支援補助金交付要領

(2) 継続事業

継続的に四日市港を利用し、コンテナ貨物を前年度実績と比較して、80TEU 以上増加させる事業。ただし、新規事業において 80TEU 以上取り扱ったことがある場合

又は継続事業において 80TEU 以上増加したことがある場合は、40TEU 以上増加させる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、日本国内に事業所を有し、前条に規定する補助対象事業を行う法人たる荷主企業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費は、事業実施に伴い補助対象事業者が負担する物流経費とし、補助金額は次の各号に定める額とする。ただし、その額が 3,000 千円を超えるときは 3,000 千円を上限とする。

(1) 第3条第1号に掲げる場合

四日市港において新たに取り扱いこととなったコンテナ貨物 1 TEUにつき 5 千円

(2) 第3条第2号に掲げる場合

前年度実績と比較して増加したコンテナ貨物 1 TEUにつき 5 千円

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、管理者の定める期日までに、次の各号に定める書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 荷主企業四日市港利用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）
- (3) 役員名簿（第3号様式）
- (4) 会社概要
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 管理者は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、その事業計画が適当であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定は予算の範囲内において行うものとし、前条による交付申請額が予算額を超える場合においては、超過部分について交付決定を行わないものとする。
- 3 前項の場合において、同一の受理日に複数の交付申請があったときは、それぞれの交付申請額の案分により交付決定を行うものとする。
- 4 第1項の審査を行うにあたり、管理者は申請者に対して、事業内容についての聴き取り調査を実施できるものとする。
- 5 管理者は、申請者が補助対象事業の目的に反するような行為を行っているとき、その他特に考慮すべき事項がある場合には、当該事項も含めて審査の対象とすることができる。

るものとする。

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画を変更する必要がある場合は、補助金変更交付申請書（第4号様式）に事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）を添付して管理者に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、管理者と協議の上、補助金変更交付申請書の提出を省略できるものとする。

2 管理者は、前項の申請があった場合には、当該申請に係る内容を審査し、変更後の事業が適当であると認めたときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金額の変更)

第9条 管理者は、前条に規定する事業計画の変更により、補助事業者に通知した補助金額に変更が生じた場合は、交付決定の変更を行い、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 補助対象期間中に、事業の遂行が困難であると明らかになった場合又は補助事業者の都合により補助金の交付を辞退する場合には、事業中止届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象期間の開始日から最終日又は事業を中止する日（以下「事業終了日」という。）までの毎月の実績について、事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）に当該月分の実績を記入し、船荷証券など四日市港でのコンテナの揚げ積みを行ったことを確認できる書類の写しを添付して、翌月10日までに管理者に報告しなければならない。ただし、交付決定前に実施した事業の実績は、交付決定後速やかに管理者に報告するものとする。また、事業終了日の属する当該月分の実績は、事業終了後速やかに管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項の規定による毎月の実績報告により、補助事業者に事業の変更及び中止を求めることができるものとする。

3 補助事業者は、事業を中止したとき又は事業の実施を終えたときは、実績報告書（第6号様式）に事業実績を記入し、事業計画（実施状況報告）書（第2号様式）を添付して、速やかに管理者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 管理者は、前条第3項の実績報告を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて実施する補助事業者からの聴き取り調査により、当該事業が事業計画に基づき

実施された補助目的に適合するものであるかを調査したうえで交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(第7号様式)により、速やかに管理者に対して補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 管理者は、前条に規定する補助金の交付の請求があった日から30日以内に、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。